

令和元年5月

# 上天草市農業委員会会議録

令和元年5月10日招集

熊本県上天草市農業委員会

令和元年5月10日

午前9時30分開会

上天草市役所・大矢野庁舎 2階庁議室

1. 議事日程

- 日程第1 開 会
- 日程第2 議事録署名委員の指名について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の承認について
- 日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の承認について
- 日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について
- 日程第6 議案第4号 農用地利用集積計画(案)について
- 日程第7 議案第5号 非農地通知交付申請について
- 日程第8 その他

2. 本日の出席委員は次のとおりである。(10名)

会長	西岡 光雄	職務代理者	蓮田 治住	2番	松岡 健二郎	3番	山口 勝喜
4番	水野 美奈子	5番	木嶋 たか子	6番	磯田 清俊	7番	岩崎 國重
9番	松本 光義	10番	森 和敏				

(事務局)

局長	徳弘 恵吾	主事	塩田 有沙	主事	田島 伸吹	囑託	山下 久美
----	-------	----	-------	----	-------	----	-------

3. 本日の欠席委員は次のとおりである。(1名)

8番 源 義通

## 1 開 会

事務局（徳弘）

皆さま、おはようございます。

ただ今から、令和元年度5月、上天草市農業委員会総会を開会いたします。本日10名の委員の方が出席となっています。出席委員が過半数を超えていますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本会が成立することをご報告いたします。

上天草市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が会議の議長となりますので、ご挨拶と議事の進行をよろしく願いいたします。

## 2 会長挨拶

議長（西岡）

皆さん、おはようございます。

本日は、5月の総会ということで、皆さん方には、大変ご多忙の中ではございますけれども、ご出席をいただきまして、ここに開会できますことを御礼申し上げたいと思います。昭和、平成、そしてまた令和という新しい時代を迎えたわけでございます。平成に負けないように令和の時代も平和で、そしてまた豊かな時代になるよう期待をいたしたいと思います。

それでは、ただいまから総会を開会いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

## 3 議事録署名委員の指名について

議長（西岡）

それでは、本日の議事録署名委員の指名を行います。3番、山口委員、4番、水野委員、よろしくお願いをいたします。

## 4 議 事

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の承認について

議長（西岡）

それでは、議事に入ります。議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申

請の承認について、1番から事務局、説明をお願いいたします。

事務局（田島）

はい。議案第1号、番号1番です。議案の2ページをご覧ください。

1番の申請人は松島町の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町阿村地区字□□△△△番、地目は田、面積578㎡、同じく阿村地区字□□△△△番△、地目は畑、面積653㎡、同じく阿村地区字□□△△△番、地目は畑、面積326㎡、合計3筆、合計面積は1,557㎡です。申請場所は、図面1ページ①、詳細は2～4ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南南東の方向、約8.2キロのあたりに位置しております。

申請人の経営状況は、経営面積が、畑5,292㎡、稼動力は2、農機具等は、耕運機1、草刈り機1、噴霧器1です。申請理由は、贈与による所有権の移転です。

続いて、許可基準に照らした結果について説明いたします。全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後全ての農地を利用し、農作業に常時従事されるということです。通作距離は、自宅から約500メートルとのことで、農機具の状況からしてもこの要件をクリアしております。また、農業委員会の定める下限面積要件40アールを上回っており、問題ありません。申請人が自ら耕作するとのことであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、オリーブ等を作付けするとのことですが、周囲で耕作されている農地はありませんでしたので、周辺の営農条件への支障はないものと思われま。

補足説明といたしましては、譲渡人が県外在住であり、自分で管理することが困難なため、地元の方に管理してほしいとのことで今回の申請に至っております。△△△番の農地については、最初は非農地化できないかとの相談がありましたが、一部がまだ雑草程度であり、現時点では厳しいと伝えため、今回3条で申請されています。全体的に荒れており、耕作するのは難しい状況ですが、譲受人ができる範囲で耕作、または草刈り等を行い、管理しますとのことでした。説明は以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

2番（松岡）

はい。2番の松岡が説明申し上げます。

今、事務局から話のあったとおり、渡人と受人は知り合いです。もう天草には帰らないということで農地の管理をしてほしいと、強い要望の中で今回の案件であります。慎重審議をお願いします。

議長（西岡）

はい。ただ今、1番につきまして、説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご質問、ご意見ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 (西岡)

はい。異議なしということでございますので、申請どおり承認することに決定いたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の承認について

議長 (西岡)

続きまして、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請の承認について、1番から事務局説明をお願いいたします。

事務局 (田島)

はい。議案第2号、番号1番です。議案は4ページになります。

1番の申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町中地区字□□△△△△番△、地目は畑、面積265㎡です。申請場所は、図面1ページ②、詳細は、5～6ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南東の方向、約4.2キロのあたりに位置しております。

申請内容及び事業計画については、転用目的は、個人住宅の建築で、事業資金は、建築費等で約△△△△万円であり、資金計画では、自己資金の合計金額が事業資金を上回っているため、問題ないと思われます。6月1日から着工し、10月末ごろには完成予定とのことです。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地所有者の同意書及び地区の排水同意書を確認しています。給排水計画については、給水は市の上水道を利用し、排水については、雨水は新設する側溝へ流し、生活雑排水及び汚水については、合併浄化槽で処理後側溝へ流すとのことです。被害防除については、造成は整地程度で土の流出等はないとのことで、完成後については、小規模住宅の建築であるため、近傍農地への日照通風耕作等への影響はほとんどないとのことです。また、争議があった場合には、申請人が責任を持って対応するとのことです。

補足説明といたしましては、今回の排水計画は、既存の側溝へ流すと申請書に記載がありましたが、昨日の現地確認のときに側溝が確認できませんでしたので、現地確認終了後、委任を受けている事務所のほうへ確認をしたところ、先ほど説明したとおり側溝は新設するとのことでした。また、側溝の新設については建設課との協議が必要であることを併せて伝えております。説明は以上です。

議長 (西岡)

続きまして、担当委員の補足説明をお願いいたします。

推進委員 (山田)

それでは、議案第2号の1番につきまして、推進委員の山田が説明いたします。

詳細については今、事務局のほうから説明があったとおりでありますが、側溝につきまして整備がされていないということです。申請人の話によると、30年近く前に埋めてある土地で、道路側について側溝がまだなされていないということで、その側溝は必ず入れるように指導しております。同時に、早くから埋めてあり、農地となっておりますが、実際は砂利が入って駐車場として今まで利用してみたいと思います。先ほど事務局からの話にあったとおり、官民の境界につきまして再度相談をして、ちゃんと側溝を入れるように本人には指導しております。今のところは裏のほうに流せますけど、申請にも排水計画が書いてありますので、そこをするよう指導しておりますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（西岡） はい、どうもありがとうございました。ただいま、説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

10番（森） 道路の両端を見たところ、申請地と反対側の側溝は入ってる。ならば、道路を横切るような渡りの側溝が入れられないか、道路の管理に相談してみてもは。

推進委員（山田） その点につきまして、本人にも官民境界についてぴしっと相談をして側溝を入れる、ということで指導しております。

議長（西岡） それでその側溝の入れ方が、図面を見て分かるように、申請地の三方には全部側溝が入っておりますけれども、道路と接する側には側溝が入っていないということで、左右の土地の側溝が繋がっていないわけです。それで、その側溝の水がどこに流れていくのか私たちも不思議に思ったわけですが。

推進委員（山田） 申請地は、三方法面があって埋め立てであるわけなんですね。それで今、道路と同じ高さまでかさ上げしてありますので、実際には画面に私のトラックが止まっていますが、そこは法面になる部分です。70センチぐらい道路から下がっておりますので埋めてあります。

10番（森） 渡りを入れないと、このままでは道路にしか水は流れない状態ですので、そういう指導をしていただければ。

推進委員（山田） そういう指導してきましたので、よろしく申し上げます。

議長（西岡） ほかにございませんか。それでは、ただいまの議案第2号につきまして、承認することにご異議ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

はい。それでは、異議なしということでございますので、申請どおり承認することに決定をいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について

議長（西岡）

続きまして、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について、1番から、事務局説明をお願いいたします。

事務局（田島）

はい。議案第3号、番号1番です。議案は6ページになります。

1番の申請人は、姫戸町の個人の方です。申請地の物件表示は、姫戸町二間戸地区字□□□△△△番△△、地目は田、面積88㎡です。申請場所は、図面1ページ③、詳細は7～8ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南南西の方向、約18.8キロのあたりに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は、資材置場の拡張で、事業資金は土地購入費△△万円、土地造成費約△△万円、合計約△△万円であり、資金計画では自己資金の合計が事業資金を上回っているため、問題ないと思われま。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地所有者の同意書及び地区の排水同意書を確認しております。給排水計画については、給水の必要はなく、排水については、雨水は自然排水で、生活雑排水及び汚水はありません。被害防除については、造成工事を行なわないとのことで、完成後については、近傍農地への土砂等の流出を防ぐため、ブロック塀を設置するとのことです。

補足説明といたしましては、既に一部が資材置場として利用されていたため、始末書を提出していただいております。説明は以上です。

議長（西岡）

続きまして、担当委員の補足説明をお願いいたします。

推進委員（藤川）

はい。推進委員の藤川が議案第3号の1番について説明いたします。

場所ですが、図面の7～8ページをご覧ください。姫戸町の二間戸地区です。申請地は、△△△△番△△です。譲渡人と譲受人の関係ですが、同じ地区の方です。また、△△△△番△の方が譲受人の方で、会社を営まされています。従業員の駐車場と資材置場を譲渡人に相談されたところ、相談が成立したそうです。土地の一部も許可申請をしないまま無断で使用していましたが、それについては始末書が出ていますので、審議よろしくをお願いいたします。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただ今、議案第3号の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

10番（森）

農振の確認は済んでいますよね。

議長（西岡）

農振除外はしてあります。

それでは、異議なしということで、申請どおり承認することに決定をいたします。

#### 議案第4号 農用地利用集積計画（案）について

議長（西岡）

続きまして、議案第4号農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の意見を決定するために審議を求めますということで、事務局のほうから、説明をお願いいたします。

事務局（塩田）

はい。議案第4号農用地利用集積計画（案）、貸借権設定について説明します。

議案は7ページから10ページになります。今回の農用地利用集積計画は、新規設定が1件、再設定の計画が4件となっております。まず、議案8ページから9ページ、番号1番から4番、再設定の4件は、内容については議案のとおりで、利用目的、借地設定期間及び支払方法等については、前回の集積計画から変更等ございませんでした。

続けて、新規設定の計画について説明いたします。議案の10ページ、番号5番、土地の所在、大矢野町中字□□□、地番△△△△番△ほか1筆、登記簿地目はともに畑、面積は2,285㎡です。貸付人は、大矢野町の個人の方です。借受人は、熊本県農業公社です。利用目的は、普通畑、支払方法は口座振込で、10アール当たり△△△△△円、設定期間は令和元年7月1日から令和6年6月30日までの5年間です。利用権の設定をする人5名、利用権の設定を受ける人4名、利用権設定面積合計は、12,233.98㎡となっております。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第16条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議長（西岡）

はい、ただいま、議案第4号につきまして説明が終わりましたけれども、皆さん方ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）



議長（西岡） 事務局、ただいまの5番についてですが、農業公社が借りることになるのですね。これは今からどうなりますか。農業公社が借りて、そして、その後に希望者を募るのかどうか。

事務局（田島） 相手の候補はもう決まっています。

議長（西岡） 一応、農業公社を通すということですね。

事務局（田島） 農業公社を通して貸借設定をということで、もう候補者はいます。

議長（西岡） はい、分かりました。他にございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡） それでは、ほかにごございませんので、議案第4号につきましては、原案どおり承認することに決定をいたします。

#### 議案第5号 非農地通知交付申請について

議長（西岡） 続きまして、議案第5号非農地交付申請について、非農地通知交付申請書の提出が別紙議案のとおりありましたので、農業委員会の意見を決定するために審議を行いますということで、事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局（田島） はい。議案第5号番号1番です。議案の12ページをご覧ください。1番の申請人は、福岡市の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町阿村地区字□□△△△番、地目は畑、面積1,369㎡です。同じく、松島町阿村地区字□□△△△番、地目は畑、面積913㎡、同じく阿村地区字□△△△△番△、地目は畑、面積1,228㎡、合計3筆、合計面積は3,510㎡です。

今回の申請場所は、図面1ページ④、詳細は9～12ページのとおりで、直線距離で、○○○○○から南南東の方向、約8.2キロのあたりに位置しております。申請地は、画面を見ていただければ分かるとおり、完全に雑木が生い茂った状態で山林化しております。また、隣接地に耕作中の農地もないため、隣接農地所有者の同意書は取得していません。以上のことから、非農地化はやむを得ないものと考えます。説明は以上です。

議長（西岡） はい、ありがとうございます。担当委員の補足説明をお願いします。

2番（松岡）

はい。雨の中、現地確認ありがとうございました。今、事務局から説明があったとおりで、長年本人がふるさとを離れて放棄地でありますし、ご覧のとおりもう山だろうと思います。慎重審議をお願いします。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいま、議案第5号につきまして説明が終わりましたけれども、皆さん方ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、議案第5号につきましては、承認することに決定いたします。

それでは、皆さん方の慎重審議をいただきまして、議案第5号まで終了いたします。ご協力誠にありがとうございました。

続きまして、その他ということで、事務局のほうから説明がございますので、よろしくお願いたします。

（テープ終了）

その他

（最後に翌月の現地調査及び定例総会の日程について説明し閉会）

閉会午前9時52分

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和元年5月10日

上天草市農業委員会	会長	<u>西岡光隆</u>
上天草市農業委員会	委員	<u>山口勝喜</u>
上天草市農業委員会	委員	<u>水野美奈子</u>